

株式会社メディウムジャパン IC カード利用約款

第1条 (約款の趣旨)

株式会社メディウムジャパン（以下「当社」という。）は、電子情報による前払式代金決済のため IC カードのお取引について、この約款により取扱うものとし、次条に定義するお客様は、この約款によりお取引をしていただきます。

第2条 (定義)

この約款において各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

1. IC カードとは、当社がこの約款に基づき発行する、取引代金の支払いに利用することが可能な電子情報記録式の集積回路付き証票のこと。本証票に記録される情報は利用可能残高についての電子情報であって、この約款に基づき取引代金の支払等に利用することができるもの。
2. 入力とは、IC カードに電子情報を記録すること。
3. 電子入金とは、IC カードに金額もしくはポイントを加算する入力をする事。
4. 電子出金とは、IC カードに金額もしくはポイントを減算する入力をする事。
5. 利用可能残高とは、IC カードに入力されている利用可能ポイント。なお、利用可能金額と表記される場合があります。
6. ポイントとは、当社が発行し、契約店にて利用できる仮想価額。
7. 入金機もしくは販売機とは、電子入力を行うことができる機器。
8. 利用機器とは、電子出金することができる機器。
9. 精算機とは、IC カード内の一部を現金へ払戻しできる機器。
10. 契約店とは、当社が定める手続きにより IC カード取引の契約を締結している店舗・自動販売機・テレビシステム・ランドリースystem等の機器。
11. お客様とは、IC カードを保有する方。

第3条 (IC カードの交付)

IC カードの交付を希望される方は、当社が定める手続きにより、IC カードの交付を受ける事ができます。交付の際には保証金をお預かりする場合があります。

保証金は IC カード内の残高と共に精算機で IC カードと引き換えに返金いたします。

第4条 (電子入金)

1. お客様は、当社が定める入金機もしくは販売機により、当社の定める方法で IC カードの電子入金を受けることができます。
2. お客様は、当社に対し、IC カードの電子入金を受けるに際し、当社が定める方法により、電子入金の代金をお支払いいただきます。

3. お客様は前項の代金のお支払いに際し、当社が定める方法により、当社が定める電子入金手数料をお支払いいただく場合があります。

第5条 (ICカードのご利用)

1. お客様は、当社契約先においてICカードをそのご利用可能残高の範囲内で当社が定める方法により代金のお支払いにご利用いただけます。
2. お客様が前項によりICカードをご利用になる場合には、カード利用機器により電子出金をいたします。
3. お客様がICカードを当社提携店に対する代金支払いにご利用になった際に当社契約店はICカード専用のご利用伝票の発行はいたしませんのでご了承ください。
4. ICカードをご利用になれる当社契約先は、当社と当社契約先との契約の新規締結や終了等によって、増減することがあります。

第6条 (ICカードの譲渡性)

ICカードは、譲渡することができません。

第7条 (ご利用可能残高の確認等)

ICカードのご利用可能残高は、当社が定める入金機もしくは販売機・カード利用機器・精算機でご確認ください。

第8条 (ご利用可能残高の有効期限)

ICカードのご利用可能残高の有効期限は、電子入金日より3年間です。また、カード発行日にカード内に付与されていたポイントの有効期限は、発行日より3年間とします。

第9条 (ICカードが利用できない場合1)

お客様は、次の場合には、ICカードをご利用いただくことができません。

1. ICカードが偽造もしくは変造され、また不正に作り出されたものであるとき。
2. ICカードが違法に取得されたものであるとき、違法に取得されたことを知りながら、もしくは知ることができる状況で取得したとき、または違法に保有されるに至ったものであるとき。

第10条 (ICカードが利用できない場合2)

ICカードの破損、カード利用機器の故障、停電その他やむを得ない事由により、加盟店のカード利用機器によるICカードのご利用可能残高の読み取りまたは電子出金をすることができない場合には、お客様にはICカードをご利用いただけませんので、ご了承ください。

第11条 (ICカードの再入力等をする場合)

1. ICカードのご利用可能残高の読み取りができず、またはICカードに電子入金

もしくは電子出金ができない等の異常が生じた場合にお客様は、当社が定める方法で IC カードを提出していただくことにより、当社が定める方法により当社から IC カードの再交付または、再電子入金を受けることができます。

2. 前項により、当社が再電子入金をする IC カードのご利用可能残高は IC カードの集積回路中の記録またはご利用履歴の記録により推計した金額もしくはポイントとします。
3. 第1項により IC カードを交付する場合において、IC カードの図柄または機能の一部について、従前の IC カードと異なる場合がありますのでご了承ください。
4. 当社は、本条の IC カードの再交付または再電子入金に代えて、当社の都合により、第2項の金額もしくはポイントの全部または一部を現金で返還する場合があります。
5. お客様の事情により当社が本条の取扱いをする場合には、当社は、お客様に当社所定の実費相当額の再交付手数料または再電子入金手数料をご負担いただきます。

第12条 (IC カードの再入力等をしない場合)

お客様が IC カードを盗まれ、または紛失され、またはこれらに準じて IC カードの全部または一部の保有を失われた場合には、当社は、前条の取扱いをいたしませんので、ご了承ください。

第13条 (契約先との関係)

1. お客様が IC カードをご利用された際に、万一、商品またはサービスの取引について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、契約先との間で解決していただくものとします。
2. 前項の場合において、当社が契約先に IC カードご利用代金相当額を決済する前に以下のいずれかの条件が満たされたときは、当社が定める方法により当該 IC カードご利用代金相当額の全部または一部を現金でお支払いする場合があります。
 - (1) お客様が当社の定める必要資料を提出し、当社が当該必要資料に基づき契約先が IC カードご利用にかかる契約上の義務を履行していないと判断したとき。
 - (2) お客様および契約先が当社の定める届出を当社が定める方式で提出したとき。
3. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、お客様は、当社に対して IC カードご利用代金相当額の電子入金を求めることができません。

- (1) ICカードをご利用した売買契約もしくは役務提供契約等がお客様にとって商行為であるとき。
- (2) 契約先にて告知する IC カード利用終了日を過ぎた場合。
- (3) お客様による前項に基づく権利の行使が信義に反すると認められたとき。

第14条 (ICカード利用可能残高の払戻し)

1. ICカードは、カード精算機等を使用し、同機画面表示等の操作手順に従うことにより、払戻しを受けることができます。
2. お客様の事情によらずに IC カードのご利用が著しく困難になったと認められる場合、または当社の都合により IC カードの利用を停止する場合には、前項の定めにかかわらず、お客様は当社が定める方法で IC カードをご提出いただくことにより、ご利用可能残高の払戻しを受けることができます。
3. お客様の事情により IC カードのご利用が著しく困難になったと認められる場合には、前2項の定めに関わらず、お客様は当社が定める方法で IC カードをご提出いただくことによりご利用可能残高の払戻しを受けることができます。
4. IC カードの利用終了日を過ぎた場合並びに利用残高すなわちポイントが有効期限を過ぎている場合、当社以外で発行した IC カードについては払戻しを受けることができません。

第15条 (取扱の変更)

ICカードの取り扱いについて、この約款を変更する場合には、当社は一定の予告期間において周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用します。

第16条 (お客様ご相談窓口)

ICカードまたは本契約に関するご質問、ご相談は当社までご連絡ください。

附則

この約款は、2016年1月28日から適用いたします。

《お問い合わせ先》

株式会社メディウムジャパン

コールセンター

所在地 愛知県名古屋市中区

新栄一丁目4番14号

電話 0120-89-8778